

魚津市告示第108号

魚津市訪問型サービスA実施要綱の一部改正について
魚津市訪問型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第25号）の一部を
次のように改正する。

令和6年4月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】	第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
<u>1</u> 訪問型サービスA費Ⅰ	1月に12回までのサービス	1回につき	<u>197単位</u>
<u>2</u> 訪問型サービスA費Ⅱ		(略)	
<u>3</u> 初回加算		(略)	
<u>4</u> 介護職員処遇改善加算		(略)	
<u>5</u> 介護職員等特定処遇改善加算		(略)	
<u>6</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算		(略)	

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 訪問型サービスA費Ⅰ	1月に12回までのサービス	1回につき	201単位
ロ 訪問型サービスA費Ⅱ		(略)	
ハ 初回加算		(略)	
ニ 介護職員処遇改善加算		(略)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算		(略)	
ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(略)	

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。